

第1回 糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会 次第

平成29年3月2日(木) 14:00～

糸魚川市民会館3階会議室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会の設置について

参考資料

4. 委員長、副委員長の選出

5. 議事

(1) 災害の概要とその後の対応について

① 被災地の位置づけ

資料1-1

② 被災地及び周辺地域の特性

資料1-2

③ 災害の原因と対策の方向性

資料1-3

④ 被災者(住民・事業者)の意向

資料1-4

(2) 復興まちづくり計画について

① 基本的な考え方

資料2-1

② 目標と方針

資料2-2

③ 取組概要

資料2-3

(3) その他

6. その他

- ・次回以降の日程について

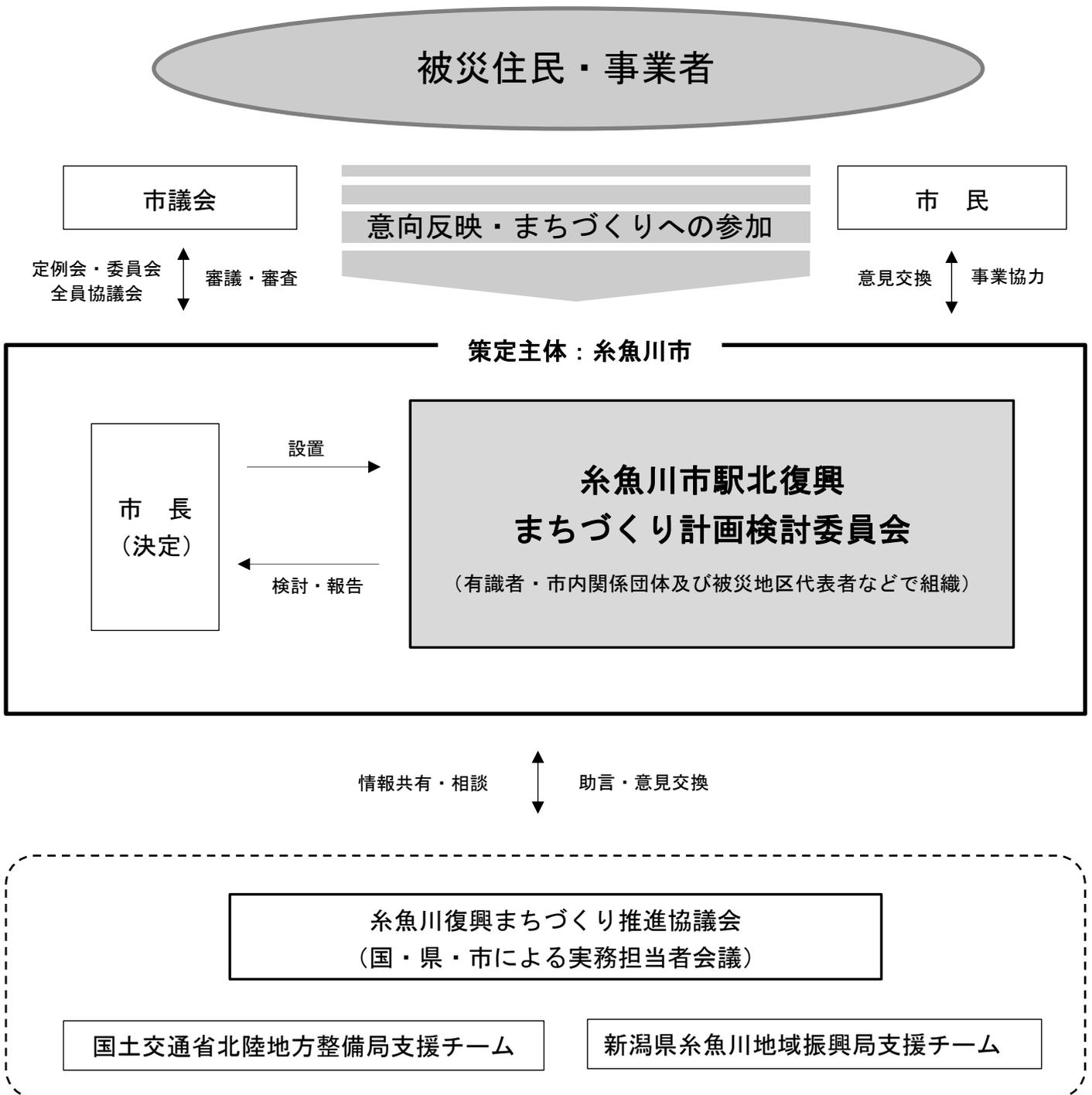
糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会 委員名簿

	氏名	所属など	
1	江口 知章	新潟経済社会リサーチセンター研究部長（賑わい）	有識者
2	岡崎 篤行	新潟大学工学部建設学科教授（景観）	
3	関澤 愛	東京理科大学大学院教授（都市防火）	
4	中出 文平	長岡技術科学大学副学長（都市計画）	
5	磯貝 正子	個店の魅力アップ女性の会 会長	市内関係団体代表者
6	木村 英雄	糸魚川市 副市長（復興担当）	
7	倉又 孝好	糸魚川市社会福祉協議会 会長	
8	倉又 康	糸魚川青年会議所 監事	
9	小坂 功	糸魚川広域商店街 会長	
10	齋藤 伸一	被災4区 区長代表 大町区長	
11	斉藤 直文	糸魚川市消防団 青海方面隊 隊長	
12	杉田 康一	新潟県建築士会糸魚川支部 支部長	
13	山岸 美隆	糸魚川商工会議所 副会頭	
14	山下 建夫	糸魚川市観光協会 会長	

※有識者・市民関係者別に、五十音順

【事務局】糸魚川市 産業部
 （主務課：糸魚川市 産業部復興推進課）

糸魚川市駅北復興まちづくり計画 策定体制



第1回 糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会 議事概要

1 開催日時及び開催場所

日 時： 平成 29 年 3 月 2 日（木） 14：00～16：00
場 所： 糸魚川市市民会館 3 階会議室

2 出席者（敬称略）

木村英雄委員長、山下建夫副委員長、江口知章委員、岡崎篤行委員、磯貝正子委員、倉又孝好委員
倉又康委員、小坂功委員、齋藤伸一委員、斉藤直文委員、杉田康一委員、山岸美隆委員
(中出文平副委員長 関澤愛委員 欠席)

3 会議の概要

(1) 糸魚川市駅北復興まちづくり計画検討委員会の設置について

本検討委員会の設置の趣旨等について事務局より説明がされ、設置要綱（案）が原案通り了承された。

(2) 委員長、副委員長の選出について

設置要綱に基づき委員長、副委員長の選出が行われ、委員長に糸魚川市副市長 木村英雄委員、副委員長に長岡技術科学大学副学長 中出文平委員、糸魚川市観光協会会長 山下建夫委員が選出された。

【 議 事 】

(1) 災害の概要とその後の対応について

資料 1-1「①被災地の位置づけ」、資料 1-2「②被災地及び周辺地域の特性」、資料 1-3「③災害の原因と対策の方向性」、資料 1-4「④被災者（住民・事業者）の意向」に従って、事務局より説明がされた。

(2) 復興まちづくり計画について

①基本的な考え方について

資料 2-1「①基本的な考え方」に従って事務局より説明があり、委員及び事務局による質疑応答、意見が交わされた。主な内容は以下のとおり。

○被災者より計画策定をできるだけ早く出来ないかとの声があり、計画策定を早く進める取組みについて質問があり、計画が成案となる前にも事業によっては着手できる箇所はある旨回答。

○道路拡幅法線の住民への提示について質問があり、3月中旬に行う説明会には第2回の意向調査を踏まえ、拡幅幅を落とした計画を示す旨回答。

○各団体等からの意見、アイデア、要望書等の計画への反映について質問があり、情報については事務局で整理し、本委員会に諮る旨回答。

○計画対象地域（17ha）全体を対象とするのかについての質問があり、道路については、まずは重点地域（4ha）とその接続部とする旨回答。

○商店街は厳しい商業環境にあり、抜本的に新しい発想で将来につなげていきたいとの意見に対し、早めに意見を出し合い官民一体で進めていくことが必要なる旨意見が交わされた。

○被災地で人口が流出している。行政区の見直しが必要でないかとの意見があり、復興整備期、転換期での議論となる旨意見が交わされた。

②目標と方針について

資料 2-2「②目標と方針」に従って事務局より説明があり、委員及び事務局による質疑応答、意見が交わされた。主な内容は以下のとおり。

- 復興まちづくりの考え方として、大規模な区画整理では無く修復型のまちづくりとする旨了承。元に戻すだけでなく、これまで以上の賑わいを目標とし、交流人口を如何に呼び込むかのしかけ、まちづくりが必要。
- 昔の町には防火林としてイチョウ並木、脇には水路。延焼防止のため東西には広い道路。先人の初期消火の考え方について計画に反映させることが必要。
- 消防力にはソフト面とハード面両方からの対応が必要。ソフト面では普段から防災意識を高めることが必要。ハード面からは他部隊でも分り易いハード作り、水利の確保が必要。
- 長岡市には平時は防災教育施設だが、有事にはボランティアセンターになる施設がある。今回の火災ではボランティアセンターの設置箇所が移設を繰り返し苦慮した。
- インバウンドをはじめ外から人を呼び込むまちづくりが必要。
- 賑わいを創出する上で、売却意向の土地を買収しコミュニティや公共的な施設整備を。
- 誰にとっての「賑わい」かが重要。外から人を呼んで賑わうまちと住んでいる人が行き来して賑わうまちとでは、歩道空間をはじめとしてまちの作り方が変わる。

③取組概要について

資料 2-3「③取組概要」に従って事務局より説明があり、委員及び事務局による質疑応答、意見が交わされた。主な内容は以下のとおり

- 地域の基本構想（案）における土地利用の見直しについて質問があり、検討委員会の議論の中で土地利用については変えられる旨回答。
- 3つの各エリアの事業メニューについて、検討委員会としてのとりまとめ方について質問があり、検討委員会においては事務局側の提案について議論いただく旨回答。
- 本町通りの拡幅について質問があり、交通量として現状 9mで問題なく拡幅はせず、雁木の整備を検討する。又、賑わいの拠点づくりの議論の中で駐車場の話も出てくる旨回答。
- 糸魚川らしさ、賑わいという中で、雁木については制度を見つけぜひ取り組んでほしい。
- 青年会議所ではソフト面での意見、アイデアを出していく。
- 修復型のまちづくりを進めていく上で、計画策定までは検討委員会が行い、その後は協議会組織が必要となる。

(3) その他

事務局より、次回開催日について連絡があった。

○第2回計画検討委員会： 4月3日（月）13：30より 場所： ヒスイ王国館

(以上)

(2)-① 基本的な考え方

■計画の構成(案)

被災地の早期復興と新しいまちづくりに向け、市民、事業者、民間における様々な団体及び行政が共通の認識を持って取り組むためのまちづくりの方針と、これを具体化するための重点プロジェクト等をまとめるものです。

第1章 災害の概要とその後の対応

被災地の広域での位置づけを明らかにするとともに、地域の状況等から周辺を含む地域の問題点を抽出し、住民意向を整理します。

1. 被災地の位置づけ
2. 被災地及び周辺地域の特性
3. 災害の原因と対策の方向性
4. 被災者(住民・事業者)意向調査

第2章 復興まちづくり計画

早期再建を望む被災者の意向を受け、復興に向けた課題を整理し、将来に向けた復興まちづくりの目標と取組方針を明らかにします。

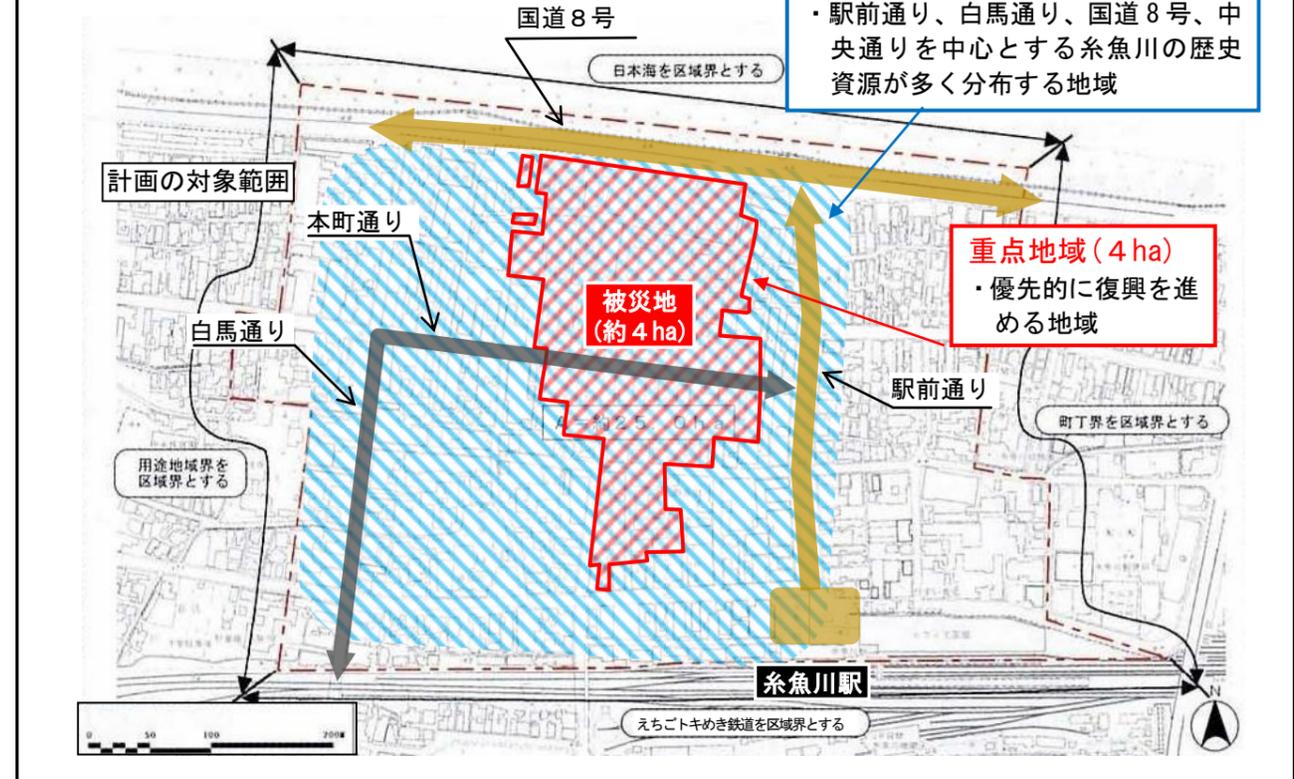
1. 基本的な考え方
2. 目標と方針
3. 取組概要

第3章 復興に向けたシナリオと重点プロジェクト

復興まちづくり計画の実現に向けた進め方(シナリオ)を整理し、戦略的・優先的に取り組むべき事業を重点プロジェクトとして位置づけます。

1. 復興に向けたシナリオ(復興計画期、復興整備期、復興展開期 等)
2. 重点プロジェクト
3. アクションプログラム(復興整備期の事業スケジュール)

■計画の対象地域(案)



■計画の目標年次(案)

まちづくり計画の目標年次を平成29年～33年度の5か年計画とし、大きく『復興計画期』、『復興整備期』、『復興展開期』に分けて復興を進めます。

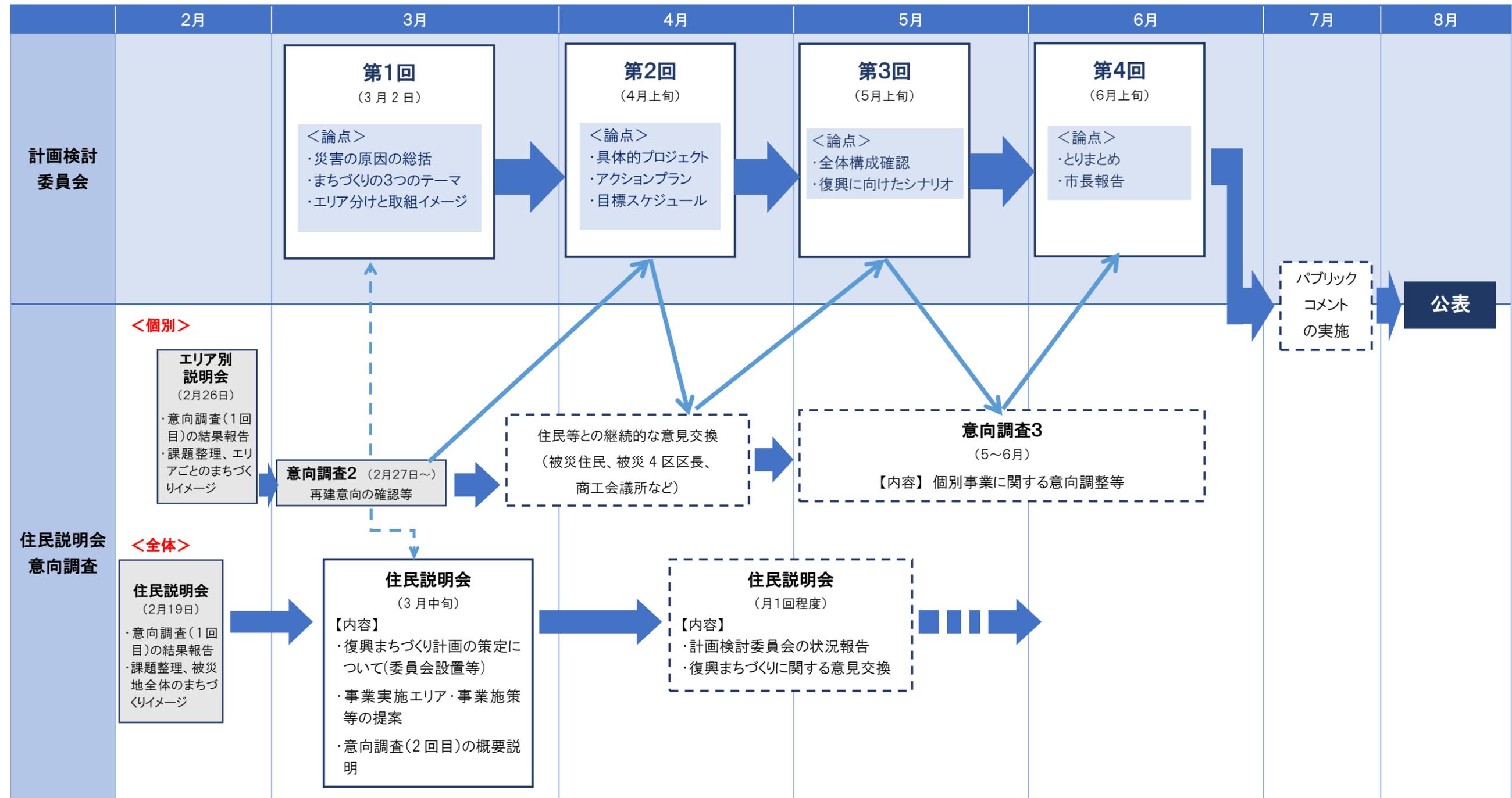
復興計画期	・復興事業の実施に向け、復興計画や具体的な事業手法の適用等を検討し、関係者との合意形成を進める時期。
復興整備期	・重点地域を中心に都市基盤の整備や建築物の再建等のハード事業と賑わいを創出するソフト事業を実施する時期。
復興展開期	・復興したまちで住民生活や都市活動の活性化に向けた支援施策により、住民主体のまちづくりが計画地域全体へ展開する時期。

《概ねのスケジュール感》

H28年度	H29	H30	H31	H32	H33
	復興計画期	復興整備期	復興整備期	復興整備期	復興展開期

■ 検討のスケジュール(案)

- ・被災者や関係者のご意向とご意見を十分にお聞きしながら、被災者が一日も早く再建できるよう、8月の公表を目指して復興まちづくり計画を策定したいと考えています。
- ・そのため、6月には本委員会で計画(案)をとりまとめ、市長に報告することを予定しています。



※必要に応じて、計画検討委員会の開催回数を変更する場合があります。

(2)-② 目標と方針

■ 復興まちづくりの目標

【復興に向けた課題】

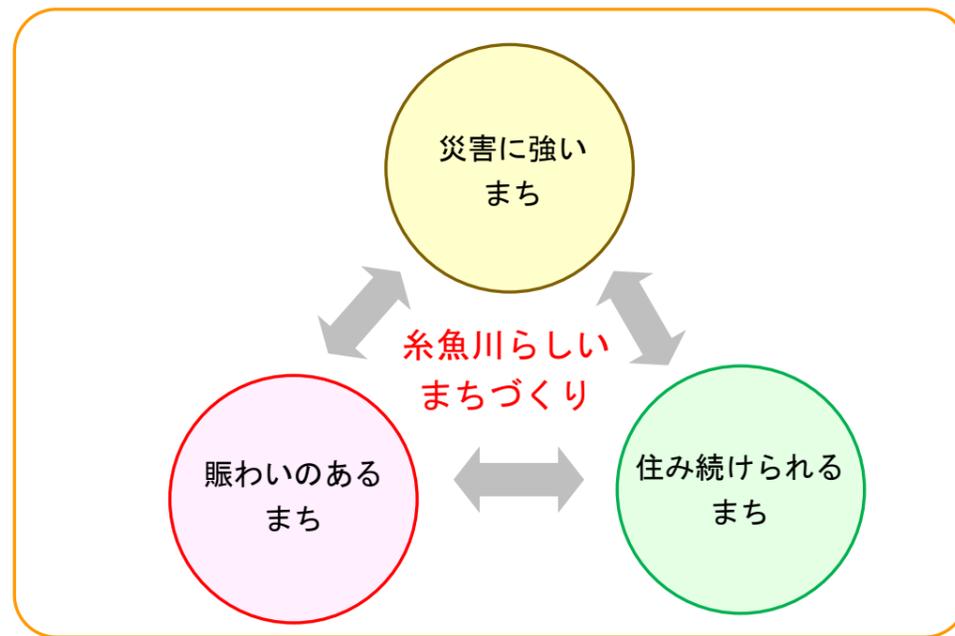
被災地の位置づけ

- ・糸魚川市の中心市街地
(商業、業務、サービス、
居住機能、交通等の中心)
- ・都市機能の充実と定住促進
- ・活力や賑わいの再生
- ・交流活動の推進
- ・まちの魅力の向上 等

被災地及び周辺地域の問題点

- ・人口・世帯数の減少
- ・少子高齢化の進展
- ・コミュニティ活動の維持
- ・産業(商業・業務)の空洞化
- ・都市基盤(道路、公園等)の不足
- ・木造老朽建築物の密集
- ・空き家、空店舗、空き地の増加 等

【まちづくり3つの方針】



【まちづくりの目標】

○ ○ ○ ○ △ △ △ △ □ □ □ □ のまち 糸魚川

■ 復興まちづくり方針(説明)

まちづくりの方針	想定される計画内容(案)
① 災害に強いまち	「大火を二度と繰り返さない」、「災害に強い」安全な市街地再生に向け、根幹となる道路網の整備、密集市街地の解消、公園や緑地の確保、建物の不燃化を促進します。 事例 ・道路の拡幅整備、オープンスペースの確保 ・延焼遮断帯の形成、準耐火建築物への建替え更新 ・避難ネットワークの形成 ・防火施設の充実 等
② 賑わいのあるまち	糸魚川市の中心市街地として、事業者の早期再建を支援するとともに、新たな都市機能の導入を推進し、交流と賑わい・活力あるまちの再生を図ります。 事例 ・事業所等の早期再建に対する支援 ・新規事業者の起業、立地支援 ・新たな賑わい創出拠点の整備 ・糸魚川らしい景観の形成 等
③ 住み続けられるまち	多世代が安心して住み続けられるまちとするために、居住環境の整備や多様な住宅の供給等により、若年層やファミリー層の流入・定住によるまちなか居住を推進します。 事例 ・敷地の再編や土地利用の調整 ・多様な住宅供給(共同住宅を含む) ・住宅に困っている人への支援 ・日常生活を支える生活支援施設・サービスの提供 等

■ 復興まちづくりの考え方

視点①：早期の復興意向への対応

- ・被災地内における早期の生活、事業再建意向に対する、スピード感のあるまちづくりが必要。

視点②：糸魚川らしいまちづくりの推進

- ・旧街道(加賀街道や千国街道)を中心として形成された地域特性を継承するまちづくりが必要。

視点③：愛着・安心感のあるまちづくり

- ・高齢者が多く、住み慣れたまちに対する愛着が強い。

視点④：インフラの被災状況は限定的

- ・ライフラインや都市基盤の被災は限定的であった。

『修復型のまちづくり』による取組み

早期の生活・事業再建を可能にし、旧街道を中心とした糸魚川らしいまちに復興するために、抜本的な基盤整備ではなく、歴史に培われた市街地形態を継承した『修復型のまちづくり』に公民の連携で取り組みます。

(2)-③ 取組概要

【1. 災害に強いまちに向けて】

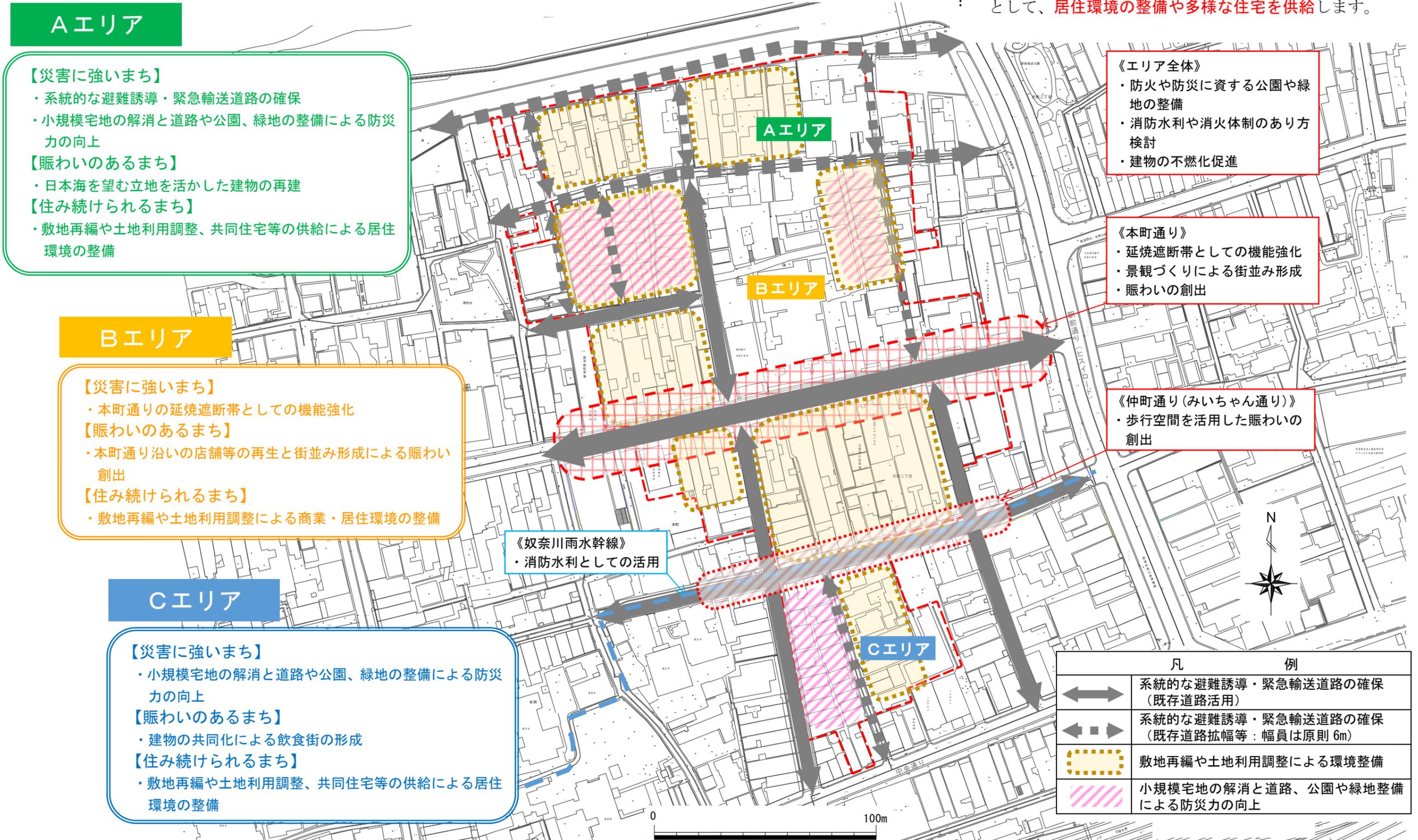
- ・「大火を二度と繰り返さない」、「災害に強い」安全な市街地再生に向け、根幹となる**道路網の整備**、**密集市街地の解消**、**公園や緑地の確保**、**建物の不燃化**を促進します。

【2. 賑わいのあるまちに向けて】

- ・糸魚川市の中心市街地として、交流と賑わい・活力あるまちの再生に向けて、特に**本町通り沿線(Bエリア)**を中心とした**賑わいの再生と機能充実**を図ります。

【3. 住み続けられるまちに向けて】

- ・人口と世帯が減少し、高齢者数が約半数を占めているほか、個別利用が難しい小規模宅地も多い。
- ・まちなか居住を推進し、**多世代が安心して住み続けられるまち**として、**居住環境の整備**や**多様な住宅を供給**します。



Aエリア

【災害に強いまち】

- ・ 系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保
- ・ 小規模宅地の解消と道路や公園、緑地の整備による防災力の向上

【賑わいのあるまち】

- ・ 日本海を望む立地を活かした建物の再建

【住み続けられるまち】

- ・ 敷地再編や土地利用調整、共同住宅等の供給による居住環境の整備

Bエリア

【災害に強いまち】

- ・ 本町通りの延焼遮断帯としての機能強化

【賑わいのあるまち】

- ・ 本町通り沿いの店舗等の再生と街並み形成による賑わい創出

【住み続けられるまち】

- ・ 敷地再編や土地利用調整による商業・居住環境の整備

Cエリア

【災害に強いまち】

- ・ 小規模宅地の解消と道路や公園、緑地の整備による防災力の向上

【賑わいのあるまち】

- ・ 建物の共同化による飲食街の形成

【住み続けられるまち】

- ・ 敷地再編や土地利用調整、共同住宅等の供給による居住環境の整備

《エリア全体》

- ・ 防火や防災に資する公園や緑地の整備
- ・ 消防水利や消火体制のあり方検討
- ・ 建物の不燃化促進

《本町通り》

- ・ 延焼遮断帯としての機能強化
- ・ 景観づくりによる街並み形成
- ・ 賑わいの創出

《仲町通り(みいちゃん通り)》

- ・ 歩行空間を活用した賑わいの創出

《奴奈川雨水幹線》

- ・ 消防水利としての活用

凡	例
⇄	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保(既存道路活用)
⇄	系統的な避難誘導・緊急輸送道路の確保(既存道路拡幅等：幅員は原則6m)
⬜	敷地再編や土地利用調整による環境整備
▨	小規模宅地の解消と道路、公園や緑地整備による防災力の向上